

京都府道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「京都府道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、京都府内の道路管理を計画的、効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関する事
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関する事
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、京都府内における高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 本会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡部会を置くものとする。
7. 本会議における下部組織として、鉄道と交差する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。
なお、道路鉄道連絡会議会則は別途定めるものとする。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第6条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表-1」のとおりとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。

(1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

(2) 会議における審議議題の調整

(3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整

(4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成27年 6月 3日から施行する。

平成28年 1月15日一部改正

平成28年 6月29日一部改正

平成29年 2月13日一部改正

平成30年 7月17日一部改正

令和 元年 7月25日一部改正

令和 2年 8月27日一部改正

令和 3年 8月25日一部改正

令和 4年 8月 1日一部改正

令和 5年 9月 5日一部改正

別表－1「京都府道路メンテナンス会議の構成」

	所 属	役 職	備 考
国	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所 長	会 長
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	副会長
府	京都府 建設交通部 道路建設課	課 長	副会長
政令市	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課	課 長	
市町村	向日市 建設部 道路整備課	課 長	
	長岡京市 建設交通部 道路・河川課	課 長	
	大山崎町 環境事業部 建設課	課 長	
	宇治市 建設部 維持課	課 長	
	城陽市 都市整備部 管理課	次長兼管理課長	
	久御山町 都市整備部 建設課	課 長	
	八幡市 建設産業部 道路河川課	参事兼課長	
	京田辺市 建設部 施設管理課	課 長	
	井手町 建設課	理事兼建設課長事務取扱	
	宇治田原町 建設環境課	課 長	
	木津川市 建設部 管理課	課 長	
	笠置町 建設産業課	課 長	
	和束町 建設事業課	課 長	
	精華町 事業部 建設課	課 長	
	南山城村 建設環境課	課 長	
	亀岡市 まちづくり推進部 土木管理課	課 長	
	南丹市 土木建築部 道路河川課	課 長	
	京丹波町 産業建設部 土木建築課	課 長	
	綾部市 建設部 建設課	課長	
	舞鶴市 建設部 土木課	課長	
	福知山市 建設交通部 道路河川課	地域整備担当課長	
	宮津市 建設部 土木管理課	次長・土木管理課長事務取扱	
	京丹後市 建設部 土木課	課 長	
	与謝野町 建設課	課 長	
伊根町 地域整備課	課 長		
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	所 長	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 亀岡高速道路事務所	副所長	
公社	京都府道路公社 業務課	課 長	
一般財団法人	一般財団法人 京都技術サポートセンター 土木課	課 長	
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課 長	
	国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	メンテナンスセンター長	
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		主担当
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 道路管理課		副担当
	京都府 建設交通部 道路建設課(道路・橋梁係)		副担当

※4/1付けで次の変更があります。 八幡市 都市整備部 道路河川課 次長兼課長 ⇒ 八幡市 建設産業部 道路河川課 参事兼課長
 舞鶴市 建設部 土木課 次長兼土木課長 ⇒ 舞鶴市 建設部 土木課 課長
 『西日本高速道路株式会社 関西支社 亀岡高速道路事務所 副所長』を追加

京都府内の令和4年度点検結果(橋梁)

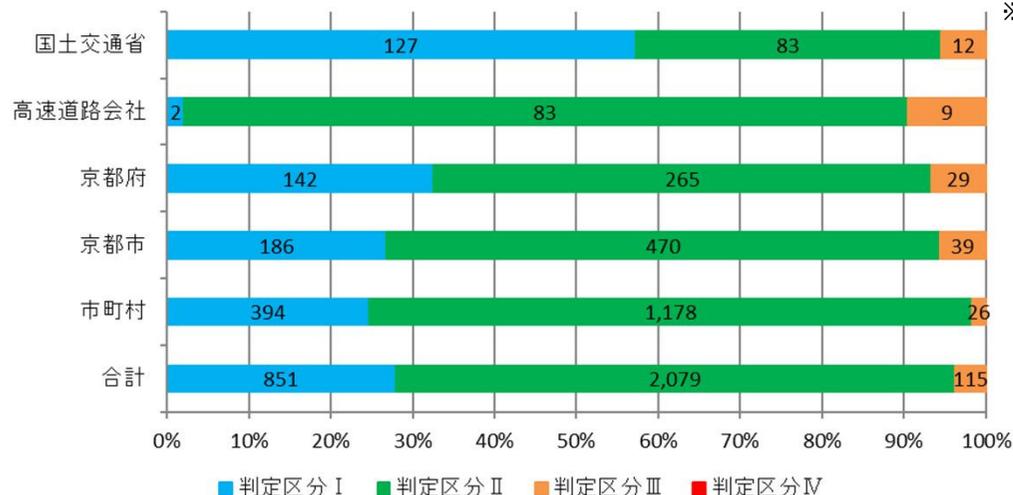
○ 令和4年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は115橋（3.8%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,079橋（68.3%）。

<令和4年度管理者別点検結果確定版(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
京都国道事務所 福知山河川国道事務所	835	222	127	83	12	0	57.2%	37.4%	5.4%	0.0%
高速道路会社	540	94	2	83	9	0	2.1%	88.3%	9.6%	0.0%
京都府	2,180	436	142	265	29	0	32.6%	60.8%	6.7%	0.0%
京都市	2,837	695	186	470	39	0	26.8%	67.6%	5.6%	0.0%
市町村	6,873	1,598	394	1,178	26	0	24.7%	73.7%	1.6%	0.0%
合計	13,265	3,045	851	2,079	115	0	27.9%	68.3%	3.8%	0.0%

※R5.3末現在、管理施設数はR4年度末施設数。

※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



京都府内の令和4年度点検結果(トンネル)

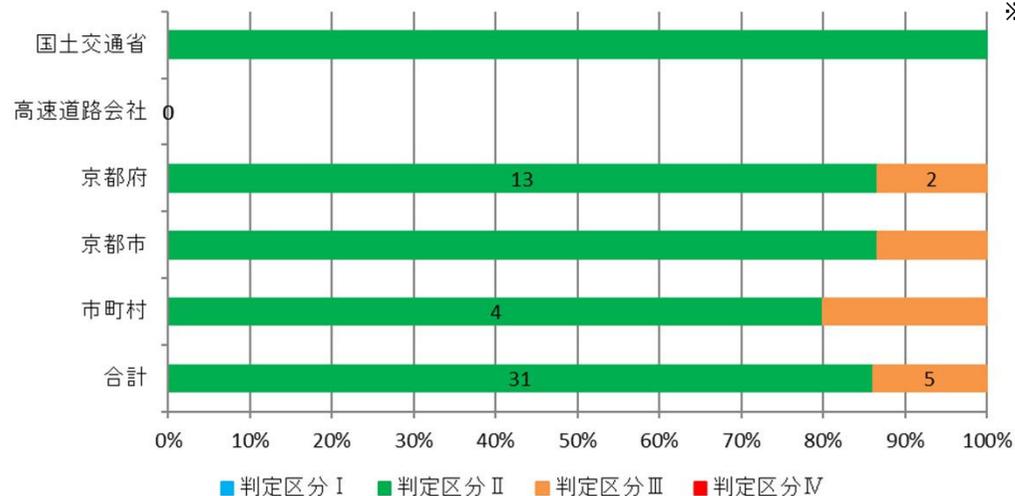
○ 令和4年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は5本（13.9%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は31本（86.1%）。

<令和4年度管理者別点検確定版（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
京都国道事務所 福知山河川国道事務所	10	1	0	1	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
高速道路会社	42	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都府	87	15	0	13	2	0	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%
京都市	19	15	0	13	2	0	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%
市町村	24	5	0	4	1	0	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%
合計	182	36	0	31	5	0	0.0%	86.1%	13.9%	0.0%

※R5.3末現在、管理施設数はR4年度末施設数。

※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



京都府内の令和4年度点検結果(道路附属物等)

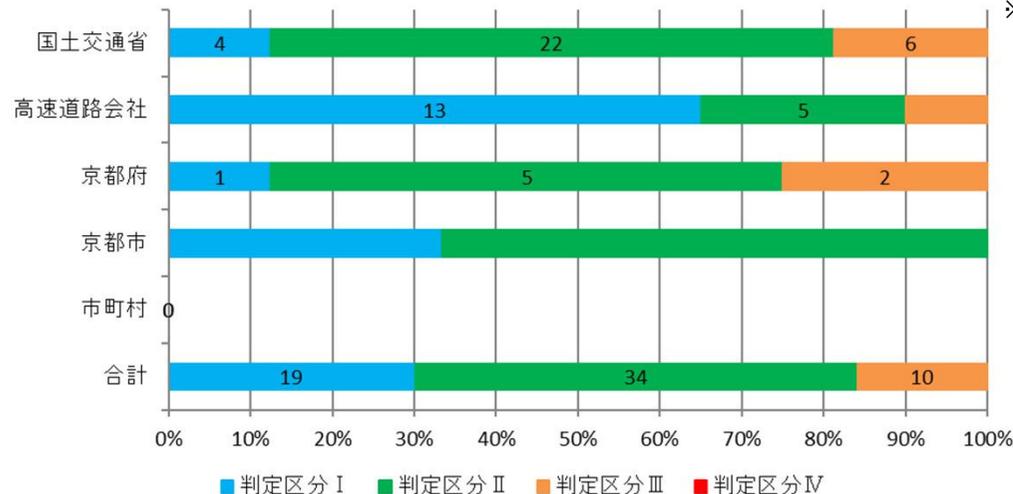
○ 令和4年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は10基（15.9%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は34基（54.0%）。

<令和4年度管理者別点検結果確定版（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
京都国道事務所 福知山河川国道事務所	182	32	4	22	6	0	12.5%	68.8%	18.8%	0.0%
高速道路会社	255	20	13	5	2	0	65.0%	25.0%	10.0%	0.0%
京都府	100	8	1	5	2	0	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%
京都市	56	3	1	2	0	0	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
市町村	17	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	610	63	19	34	10	0	30.2%	54.0%	15.9%	0.0%

※R5.3末現在、管理施設数はR4年度末施設数。

※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



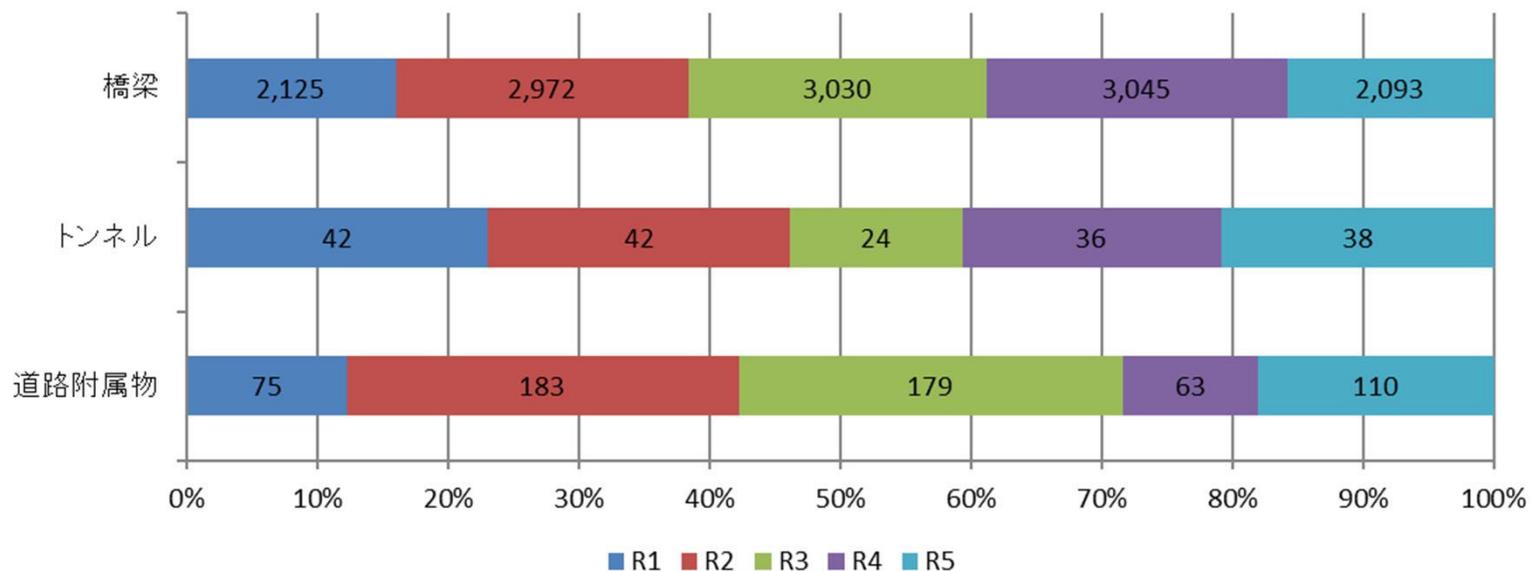
2巡目(令和元年度～令和5年度)点検計画(各構造物)

資料-3

○ 京都府における、令和元年度～令和5年度までの各構造物点検の計画割合は、橋梁15.8%～23.0%、トンネル13.2%～23.1%、道路附属物等10.3%～30.0%となっており、概ね2割前後となっている。令和5年度には、橋梁2,093橋・トンネル38本・道路附属物等110基の点検を実施する予定。

＜各構造物の令和元年度～令和5年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数	点検計画数						点検計画割合(%)					
		R1 実施済	R2 実施済	R3 実施済	R4 実施済	R5	計	R1 実施済	R2 実施済	R3 実施済	R4 実施済	R5	計
橋梁	13,265	2,125	2,972	3,030	3,045	2,093	13,265	16.0%	22.4%	22.8%	23.0%	15.8%	100.0%
トンネル	182	42	42	24	36	38	182	23.1%	23.1%	13.2%	19.8%	20.9%	100.0%
道路附属物	610	75	183	179	63	110	610	12.3%	30.0%	29.3%	10.3%	18.0%	100.0%



※R5.3末現在、管理施設数はR4年度末施設数。

※点検計画は予定であり、見直し等により変更となる場合があります。

※管理施設数と点検計画数は新設・廃止・移管・R5で複数回点検などがあるため、数量は合わない場合があります。